

ふるさと西海応援寄附金ふるさと納税一括業務委託
プロポーザル方式業者選定要領

1. 目的

ふるさと納税制度における本市が実施する取組み及び事務等を円滑に遂行するため、一括管理事業者を公募型プロポーザル方式により選定し、ふるさと納税寄附者の確保並びに市の魅力発信及び地場産品の販路拡大など地域活性化を推進し、ふるさと納税に係る返礼品及び書類の発送並びに寄附者情報管理等の事務について、効果的かつ効率的に行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 業務名称

ふるさと西海応援寄附金ふるさと納税一括業務委託

(2) 業務内容

- ① 寄附申込みの受付、寄附金額及び寄附者の情報管理に関する業務
- ② 返礼品提供事業者への返礼品の発注、配送管理及び精算に関する業務
- ③ 返礼品の募集及び開発に関する業務
- ④ ふるさと西海応援寄附金のプロモーションに関する業務
- ⑤ カタログの作成及び発送に関する業務
- ⑥ 寄附者へのお礼状、寄附金受領証明書及び寄附金額控除に係る申告特例申請書の送付に関する業務
- ⑦ 寄附者への対応業務

※上記①～⑤に係る費用を募集に係る経費とし、⑥～⑦に係る費用をその他の経費とする。

※詳細は、別添「ふるさと西海応援寄附金ふるさと納税一括業務委託仕様書」を参照すること。

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

ただし、契約者双方に異議がない場合は令和8年3月31日まで1年毎の契約更新を可能とする。

(4) 提案上限額

寄附金額の12%相当額(消費税及び地方消費税を含む。)を委託料の上限額とする。
なお、契約に当たっては、募集に係る経費は8%以内、その他の経費は4%以内とし、寄附額の募集に要する業務に係る委託料については、寄附金額の100分の50に相当する額から西海市が直接負担した寄附金の募集に要する経費の額を控除した額を支払限度額とする。

(参考) 令和元年度実績 寄附件数 4,481 件 寄附金額 251,602,000 円
令和2年度実績 寄附件数 13,753 件 寄附金額 479,932,000 円
令和3年度実績 寄附件数 21,447 件 寄附金額 845,480,000 円

なお、寄附受付ウェブサイト使用料、返礼品代金及びその配送料は含まない。

※提案上限額は、提案時の上限額であり、見積執行の際の予定価格ではない。

※事業提案時の見積額で契約する場合、西海市契約規則第21条第2項第7号を適用し、見積執行（事業者選定後に行う契約額を決定するための見積徴収）を省略する場合がある。

(5) 契約方法

本プロポーザルにより選定した事業者を相手方とした、随意契約とする。

3. 担当課（問い合わせ先）

所在地：〒857-2302 長崎県西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷 2278-2

担当課：西海市西海ブランド振興部ふるさと資源推進課（担当：岩永）

TEL : 0959-37-0064 FAX : 0959-37-0220

E-Mail : machidukuri@city.saikai.lg.jp

4. プロポーザル実施にあたっての基本的事項

(1) プロポーザル実施に当たっては、業者選定委員会を設置し、審査を行う。

(2) プロポーザルの審査は、2段階とする。

① 第1次審査では、参加表明書類及び事業提案書等を提出した者の中から、書類審査により4者程度を選定する。

② 第2次審査では、第1次審査で選定された者からのプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ、最良の提案をした者及び次点の者を選定する

5. プロポーザル参加条件

事業提案を提出する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない事業者であること。

(2) 市長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

(4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者。

(5) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

(6) 過去に同種の事業を実施し、適切に遂行した実績を有すること。

6. スケジュール

区分	内容	実施期間又は期日
1次審査	公募開始(西海市ウェブサイトへの掲載開始)	1月16日(月)
	質問書の提出締め切り	1月23日(月) 正午まで
	質問書に対する回答	1月26日(木)
	参加表明書等の提出期間	1月16日(月) から 1月30日(月) 17時まで
	事業提案書等の提出期間	1月16日(月) から 2月10日(金) 正午まで
	書類審査	2月14日(火) ※予定
	審査結果の通知	2月15日(水) 以降
2次審査	プレゼンテーション及びヒアリング	2月22日(水) ※予定
	特定結果の通知	2月24日(金) 以降

7. 質疑の受付及び回答

(1) 受付期限 令和5年1月23日(月) 正午まで

(2) 受付場所 「3. 担当課(問い合わせ先)」に同じ

(3) 質問方法 質疑書(様式3号)により行い、電子メールで受け付ける。件名(題名)は、「ふるさと西海応援寄附金ふるさと納税一括業務委託プロポーザル参加表明質問書」とすること。
送信後は、必ず受理確認をすること。

(4) 回 答 原則として令和5年1月26日(木)までに西海市ウェブサイトで公開する。ただし、質問の内容によって本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。

また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

8. 参加表明書の提出

本事業に参加を希望する場合は、プロポーザル参加表明書(様式第1号)に必須事項を記入のうえ、令和5年1月30日(月)17時まで(必着)に「3. 担当課(問い合わせ先)」にPDFファイルにより電子メールで送付すること。送信後は、必ず受理確認をすること。プロポーザル参加表明書を送付する場合の電子メールの件名(題名)は、「ふるさと西海応援寄附金ふるさと納税一括業務委託プロポーザル参加表明書」とすること。

期限を過ぎたものは受け付けない。

9. 事業提案書及び見積書の提出期限等

- (1) 提出期限 令和5年2月10日(金)正午まで
- (2) 提出場所 「3. 担当課(問い合わせ先)」に同じ
- (3) 提出方法 郵送又は持参
- (4) 提出書類及び部数等

「ふるさと西海応援寄附金ふるさと納税一括業務委託仕様書」に基づき業務内容を企画し、以下に掲げる書類とともに提出すること。

提出書類名	部数	内容・記載を要する事項等	備考
(1) 事業提案書	6	業務実施方針(コンセプト)、業務手法、業務フロー、会社概要、同種又は類似業務の実績、業務実施体制、予定技術者の経歴等 ※仕様書に記載している以外に、業務委託金額の範囲内で提案できる事項があれば記載してください。	別紙様式2号
(2) 会社概要	6	会社設立年月日、資本金、事業概要が明記されたパンフレット等	任意様式
(3) プライバシーマーク取得状況 ※証書の写し	1	・プライバシーマーク等を取得している場合にあっては、その証書の写し。 ・社内において情報セキュリティ方針等を策定している場合にあっては、その内容がわかるもの。	写し可
(4) 登記簿謄本	1	法人事業者の場合は、履歴事項全部証明書を提出すること。個人事業者の場合は、「身分又は身元に関する証明」を提出すること。	写し可
(5) 財務諸表類	1	決算報告書、損益計算書、貸貸対象表の写し ※直近1事業年度分 個人事業者の場合は、所得税申告書の写しを提出すること。	写し可
(6) 国税 「法人税」及び 「消費税及び地方消費税」に未納がない証明書	1	直前1年間の未納が無いことの証明 法人事業者は、様式「その3の3」 個人事業者は、様式「その3の2」 ※申請日現在証明書交付日が3ヶ月以内のもの	写し可

(7) 西海市税の未納がない証明書	1	西海市に本社、支社又は営業所等がある場合のみ必要 ※申請日現在証明書交付日が3ヶ月以内のもの	写し可
(8) 見積書	1	積算内訳（必要となる経費の内訳と積算を記載）	任意様式 A4版

※提出書類は、証明書等を除きすべてA4版とします。

ただし、申請時点で西海市競争入札参加資格を有する者にあつては、(4)～(7)の書類の提出は不要です。

10. 書類審査（1次審査）

参加表明書類及び事業提案書等を提出した者の中から、書類審査により4者程度を選定する。

- (1) 日時 令和5年2月14日（火）※予定
- (2) 場所 西海市役所 会議室

11. プレゼンテーション及びヒアリング（2次審査）

第1次審査で選定された者からのプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ、最良の提案をした者及び次点の者を選定する。

- (1) 日時
令和5年2月22日（水）※予定（詳細な時間等は、別途通知）
- (2) 場所
西海市役所 会議室（※詳細な場所等は、別途通知）
- (3) 時間構成
1者30分以内を予定（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分以内）
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングの順番
プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、事業提案書等の受付順とする。
- (5) 留意事項

説明者は2名までとし説明資料の追加は認めない。なお、パワーポイントなどを使って提案する場合は、電源、延長コード、プロジェクター、スクリーン以外は、提案者で用意すること。（使用する場合は2月20日（月）15時までに連絡すること。）

12. 提案書等の審査及び業務受託予定者の選定等

- (1) 提案書等の審査
 - ① プロポーザルの審査は、2段階行うものとする。

- ② 提出された事業提案書について、担当課による書類審査を行い、選定された業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、合計点が最も高い者を優先交渉権者（順位1位の受託候補者）として選定する。次に合計点の高い者を順位2位の受託候補書とし、その次に高い者を順位3位の受託候補者とする。（ただし最高得点者が複数あった場合は、プロポーザル方式業者選定委員会の決定により選定）
- ③ 審査結果は、審査終了後速やかに、応募者全員に対して文書で通知する。
※点数は合計点数のみ

(2) 評価基準

審査事項 (200点)

審査項目	詳細	配点
業務遂行能力・ 受託実績 (110点)	業務を適正かつ確実に遂行する体制と実績を有しており、システムダウン等不測の事態が生じた場合においても迅速に対応することが可能か。	20
	本業務を請け負うに足る関連事業の受託実績を有しているか。	20
	ふるさと納税制度の変更や利用するポータルサイトの追加等があった場合に柔軟に対応できるか。	10
	ふるさとチョイス等の返礼品情報等の更新が可能か。	10
	寄附者問合せ対応用電話番号を本市の利用する寄附申込サイト等に掲載可能で、返礼品に関する問合せだけでなく、寄附者からの多様な相談・苦情等に対して、丁寧かつ責任を持った対応ができる体制が整えられているか。	20
	市の業務負担軽減に寄与できるか。	10
	本市の魅力や寄附金に係るプロモーションを効果的に実施することが可能か。	20
返礼品開発 ・管理能力 (40点)	寄附額増加に資する返礼品の開発実績があり、本市の地域特性等を踏まえた返礼品の開発が可能か。	20
	返礼品取扱事業者及び市との連携を密にし、返礼品の内容や在庫数、配送状況を適切に管理することが可能か。	10
	返礼品取扱事業者からの相談に応じられる体制が整えられているか。	10
個人情報対策 (10点)	受託者及び返礼品取扱事業者において寄附者個人情報保護についての有効性のある対策がこうじられているか	10

自社の優位性 (30点)	提案者の強みを活かし、ふるさと納税の理念に基づく独自性のある取組の提案は可能か。	30
見積額 (10点)	見積価格が提案上限額（寄付額金額の12%（税込））の範囲内であり、かつ提案内容に見合った適正な見積が示されているか。	10

(3) 事業者との契約

審査の結果、最も優れた提案者と契約の交渉（提案書等の修正協議を含む。）を行う。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約を行う。

(4) その他

採択された事業計画は、市との協議により、修正・変更を行う場合があります。

13. 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合、参加無効とする。

- (1) 事業提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 事業提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) この要領に定められた以外の手法により、選定委員又は関係者に企画提案に対する援助を直接的・間接的に求めた場合。

14. その他

- (1) 事業提案は、一事業者につき一つのみとする。なお、作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とし、提出された事業提案書等は返却しない。
- (2) 提出された事業提案書等の提出書類については、提出期限後の差し替え、及び再提出は認めない。
- (3) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果の概要等の情報開示を行う場合があること、及び市民等からの情報公開請求に応じて提案書類等の情報開示を行う場合がある。
- (4) 審査結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない。
- (5) 審査結果最上位者を選定する予定であるが、事情により選定できないときは次上位者を選定する場合がある。